ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2014.11（第45号）

■ 視　点 ■

「桃源郷」を取り戻すために …… 行友　弥 …… 2

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

欧米の農政改革と日本への示唆 …… 平澤明彦 …… 4
中国の残留農薬問題からみた日本の農協の役割 …… 阮　　蔚 …… 6

● 農漁協・森組 ●

最近の主な農業制度資金の制度変更と貸付動向 …… 長谷川晃生 …… 8
ドイツ農協の牛乳・乳製品輸出額の増加とその要因 …… 小田志保 …… 10

● 経済・金融 ●

ユーロ圏の景気低迷と見直しを迫られる政策対応 …… 山口勝義 …… 12
消費税増税後の日本経済 …… 南　武志 …… 14

■ 寄　稿 ■

農業の未来を拓く六次産業化のために
京都大学大学院 農学研究科 助教　川﨑訓昭 …… 16

■ 現地ルポルタージュ ■

長期化する中国の住宅市場の調整
―住宅市場の黄金時代が終了― …… 王　雷軒 …… 18

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 20

■ あぜみち ■

籾発芽玄米（有機）開発物語
有限会社 粋き活き農場 取締役会長　井手教義 …… 22

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

「桃源郷」を取り戻すために

特任研究員　行友　弥

「残像」となった日本の美

東洋文化研究家のアレックス・カー氏は父親の転勤で12歳の時に米国から来日し、少年期を日本で過ごした。帰国後は大学で日本学を学び、1971年には北海道から九州までヒッチハイクで旅した。初対面の外国人に喜んで宿を提供する日本人の親切さに心打たれたという。

73年、徳島県・祖谷（いや）の古民家を「篪庵（ちいおり）」と名付け住まいにした。祖谷は「阿洲乃桃源」とうたわれた秘境だ。著書「美しき日本の残像」でカー氏は「昔の人にとっても祖谷は桃源郷のような別世界だったようです」と述べている。その言葉を、安倍首相が臨時国会の所信表明演説で引用した。

しかし、この本は単純に日本を礼賛しているわけではない。むしろ、その美しい自然や街並みを乱開発で壊していく現代の日本に憤っている。「コンクリートと電線だらけの醜悪が今の日本の現実です。消え去った日本の美に対して日本人は外国人になってしまいました」とカー氏は嘆く。日本の美はもはや「残像」でしかない。「それにしても僕は幸せだったと思います。美しい日本の最後の光を見ることができました」という巻末の一文が悲しい。

「ふるさと創生」の無残な結末

この本が刊行された93年はバブル経済の崩壊直後だ。その数年前、バブル絶頂期の88、89年に実施されたのが「ふるさと創生事業」だった。地方交付税の交付対象となっている全市町村へ、使途を限定せず一律に１億円ずつ配った。基金に積むなどした堅実な自治体もあったが、多くは無粋な箱ものや悪趣味な純金のモニュメントなどに化けた。

87年に制定された総合保養地域整備法（リゾート法）も国土を荒廃させた。規制緩和（開発許可の弾力化）と税制優遇をテコに、ゴルフ場、スキー場、温泉などのリゾート施設やテーマパークが山野を切り開いて建設された。バブルが弾けるや民間資本は撤退し、廃墟と化した施設と借金の山が残った。最終的には財政破綻した自治体もある。

「自治体消滅」予測の衝撃

再びわき上がる「創生」の掛け声に、既視感と違和感がぬぐえない。来年度一般会計予算の概算要求は101兆円と空前の規模に膨れ上がった。市町村が自由に使える交付金も検討されている。安倍首相は「特区を活用した規制緩和」に言及している。

バブル期と違うのは、人口減少と衰退への危機感が背景にあることだ。きっかけは増田寛也元総務相が座長を務める日本創成会議の「自治体消滅」リポートだった。出生率低下と「出産可能年齢」（20～39歳）の女性の減少、大都市圏への人口集中がこのまま続けば、896市町村が消滅し、大都市圏だけが異様に肥大化した「極点社会」が到来するという衝撃的な予測である。

この暗黒の未来を回避する処方せんとして、増田氏らは「選択と集中」を説く。地方中核都市に政策資源を集中し、大都市圏への人口流入を食い止める「ダム」にせよ、という主張だ。

地場産業振興による経済的自立も重視する。お手本は秋田県大潟村である。同村は「消滅

可能性自治体」とは対照的に、若年女性が増えている(2010～40年の推定増加率は全国２位の15.2％)。それは「農業の大規模化、産業化が進んでいる」からだとされる。

「改革」は人口減少を促す

だが、大潟村の将来は本当にバラ色なのか。同村の米農家の経営面積は平均17.7ha(2010年農林業センサス)だ。100haを超える経営も現れている全国の現状からみれば、もはや「大規模」とは呼びづらい。しかも、農地の出し手となる小規模農家が村内にいないため、規模拡大の余地も少ない。

今年のような大幅な米価下落が続けば、大潟村のような米単作の専業地帯ほど打撃が大きい。直接支払い交付金などを廃止する農政改革も逆風だ。所得減少に耐えきれず離農する農家が増えれば農地は流動化するが、その場合、農業以外の就業機会がほとんどない同村の人口は減少に転じる公算が大きい。

これは大潟村に限らない。一般的に構造改革とは「リストラ」なのだから、人口減少を促す要因になる。地域経済の競争力向上は重要だが、人口を減らさずにそれを実現する具体的方策を考えなければならない。

つまるところ「一律１億円」式のばらまきを「選択と集中」に改めても、経済効率一辺倒の発想では限界があるということだ。中核都市が「ダム」になっても、より上流の小規模な農山漁村をどうするかという問題が残る。

問われる価値観の転換

問われているのは、もっと根本的なことではないだろうか。原発の電気をむさぼる「コンクリートと電線だらけ」の大都市と祖谷のような山里のどちらが本当に豊かなのか。繁栄と衰退のイメージが逆転するほどの価値転換が起これば「極点社会」を心配する必要もなくなる。

安倍首相は所信表明演説で島根県海士町(あまちょう)の事例に触れた。良いセンスだが、演説を聞く限り「観光客増加」や「特産品のヒット商品化」という次元でしか理解していないように思われた。隠岐の離島を一変させたのは政府でも大企業でもない。若い移住者たちの創意と行動力である。若者たちが海士町に何を求めたのかを考えなければ、その意義は分からない。

地方の側も発想の転換を求められている。公害に病んだ地域を再生に導いた熊本県水俣市の元職員、吉本哲郎氏は「『ないものねだり』より『あるもの探し』を」と訴える。工業団地やリゾート施設ではなく、地元に元々あるものの価値を再発見する「地元学」の勧めである。また、水俣市は住民の「もやい直し」にも取り組んだ。水俣病患者に対する差別などでバラバラになった人々の心を再びつなぎ合わせ、地域再生のエネルギーを生み出した。

足元を見つめることから

「地元学」や「もやい直し」はすべての地域に通じるキーワードだ。例えば、山形県鶴岡市では地元農家が細々と守ってきた在来種の野菜を発掘し、地元の食品メーカー、レストランなどが協力して特色ある漬物や料理を生み出した。農協もまた、こうした「もやい」の核になりうる存在だろう。

鍵は足元に落ちている。外部の誰かが描いた青写真に頼らず、住民が自ら考え踏み出すこと。それが残像となった桃源郷を取り戻す道ではないだろうか。

＜参考文献＞

・アレックス・カー（1993)『美しき日本の残像』新潮社
・吉本哲郎(2008)『地元学をはじめよう』岩波ジュニア新書
・増田寛也 編著(2014)『地方消滅　東京一極集中が招く人口急減』中公新書

（ゆきとも　わたる）

欧米の農政改革と日本への示唆

主席研究員　平澤明彦

2013-14年にスイス、EU、米国で相次いで新たな中期農業政策が決定された。いずれも少なからぬ改革を含んでいる。

国際的には農産物の高値が続き、かつWTO農業交渉が停滞する環境の下で、改革論議はもっぱら国・地域内事情に集中した。また厳しい財政事情から農業政策の意義や、各国・地域の農業に何が本当に必要なのかが問われた。その経緯は日本にも少なからぬ示唆を与えると思われる。以下ではいくつかの論点を示したい。

1　競争力と情勢に応じた直接支払い

米国農業は豊富な土地資源を反映して競争力が比較的高いため、ここ数年来続く穀物等の高値の下では生産費の恒常的な補填(直接固定支払い)がなくとも高収益となった。その結果この補填は議会で疑問視され、2014年農業法で廃止されて農業補助金の総額削減に貢献した。他方で農業界の関心は2007年農業法以降、収入変動と大幅な価格下落に移っていることから、2014年農業法では、収入ナラシと収入・作物保険を拡充したほか、不足払い(注1)の大幅な水準引上げや収入ナラシの下限価格導入によって今後の値下がりに備えている。農家は収入ナラシと不足払いのいずれかを品目ごとに選択する。また酪農部門については利幅保険(注2)を導入して、飼料の値上がりへの抜本的な対処を目指している。

EUは米国に比べて農業の競争力が低いため、農産物の国際的な高値の下でも生産費の補填が必要であり、面積単価固定の直接支払いを行ってきた。2013年CAP改革ではその予算規模を維持するために、直接支払制度を抜本改正して農業の多面的機能への対応や予算配分の公平性を改善し、また加盟国の裁量を拡大した。改革には加盟国拡大による域内の多様化と利害対立に対応する意味もある。

スイスはEUよりさらに競争力の低い農業を支えるため、従来から多面的機能への対価として手厚い直接支払いを行っている。農業政策2014-2017では国民の支持を確保するため直接支払制度を再編し、安定的な食料供給や環境など、各種の公共財供給と直接的に結び付けた。そのなかで所得支持自体を目的とする支払いは縮小・廃止の方向となった。

これらの例はいずれも競争力に見合った形で農業所得を補填している。それに対して日本では、米の固定支払いを段階的に廃止して生産費の恒常的な補填を打ち切ろうとしている。また、ナラシには下限が設けられていないため中長期的な値下がりへの備えにならず、固定支払いを維持しているEU・スイスや、値下がりに備えて下支えを強化している米国とは対照的である。

2　直接支払いの性格

直接支払いの機能や望ましいあり方も、各国・地域によって異なる。米国やEUでは、輸出競争力の確保とそれによる生産過剰圧力の解消が直接支払いの重要な役割である。それに対して競争力の低いスイスや日本では、直

接支払いのそうした機能は働きにくいものの、食料安全保障や環境保全といった多面的機能ないし公共財の供給や、生産費の補填は可能である。

さらに、スイスの農業政策は直接支払いへの依存が進み、今や農地・農業全体のバランス調整も直接支払いに期待されている。農業政策2014-2017では頭数支払いを廃止して牛乳の生産過剰を抑制するとともに、面積支払いを拡大して、濃厚飼料輸入から国内の飼料作物生産や放牧への転換を促そうとしている。放牧には中山間地の森林化を食い止めて農地を保全する意義がある。

なお、WTO協定上の削減義務を免除される「緑の政策」は、貿易歪曲性こそ低いとされるものの、国内農業への貢献は自明ではない。実際、米国の各種直接支払いのうちで最も緑の政策に近かった直接固定支払いは、有用性が低下したため廃止された。また、スイスやEUの直接支払制度でも単に緑の政策というだけでは農業政策予算を維持できなくなり、多面的機能への対応を強化している。

3　生産調整廃止の条件

生産調整政策は供給過剰圧力の大幅な解消を受けて近年縮小・廃止の方向にある。

畑作物については、米国とEUのいずれも国際需給のひっ迫傾向を受けてそれぞれ1996年農業法と2007年CAP改革で減反（義務的休耕）を廃止した。いずれも輸出国・地域であり、輸出の拡大を期待してのことである。その後米国はバイオ燃料振興策によりトウモロコシの大きな国内需要を創出し、06年秋以降継続している高値基調につながった。

また、EUは2013年CAP改革で生乳と砂糖の生産調整（割当制度）を廃止し、ワイン用ブドウについても緩和することとなった。生乳については割当未消化の国が多くなってきたうえ、新興国の経済成長により域外向け輸出の拡大が見込まれる状況となって必要性が薄れていた。他方、砂糖とブドウについてはこの間にそれぞれ製糖工場の閉鎖や作付面積の縮小（抜根）により、過剰生産力の削減を続けてきた。さらにブドウについてはこれまでの作付権制度を廃止するとともに、新たに2030年まで作付面積の拡大を各国で年間最大１％に制限する。

一方で、スイスはEUに先行して農業政策2007で生乳の生産割当を廃止（09年実施）した結果、EUとの間のチーズ関税撤廃で、拡大が期待されていたEU向けの輸出よりも、むしろEUからの輸入の方が急速に拡大し、生産過剰と価格の下落を招いた。

このように生産調整措置を廃止する際には、それに先だち過剰生産力の解消など需給均衡の回復が重要である。

なお、各中期農業政策はいずれも中期予算と法律の制定により安定性を確保し、またステークホルダーが参画して数年間をかけて検討していることを付言したい。

＜参考文献＞

・平澤明彦（2014）「EU共通農業政策（CAP）の2013年改革」『農林金融』９月号
・平澤明彦（2014）「米国で『2014年農業法』が成立」『農中総研　調査と情報』３月号
・平澤明彦（2013）「スイス『農業政策2014-2017』の新たな方向」『農林金融』７月号

（ひらさわ　あきひこ）

（注１）価格が一定の水準を下回った場合の補填。
（注２）販売乳価と飼料価格の差額を対象とする。

中国の残留農薬問題からみた日本の農協の役割

主席研究員　阮　蔚

日本を訪れた中国人観光客は今年上半期だけで100万人を突破したが、その多くが日本で感激することの一つは、提供される食事を残留農薬などの心配もせず口にできることだ。中国では残留農薬や違法化学物質の使用などによる食品安全事件が多発し、多くの中国人は不安を抱えながら一日三食を食べている。

世界的にみても高水準にある日本のこの「食の安全」の基盤を保障しているのは農協と言っていいが、昨年来、農協改革論が沸騰している。これまでの農協の取組みを否定的にみる傾向がある。

筆者のような中国出身者からみると、これは、日本人の多くが安全な農産物の供給が当たり前で、「水と空気と食の安全はタダ」と信じているようにさえみえる。現在の中国では国土の大半で「水と空気と食の安全は高い対価を払って得る」ものに変わってしまい、水はペットボトル、空気はPM2.5に効果のある空気清浄機や高機能マスク、食の安全は高価な有機食品や輸入品等に頼ることになる。

ここでは、残留農薬の角度から、農協の役割の重要性を中国農業の現状と比較して考えてみる。

1　高すぎる零細農家への指導や監督コスト

中国政府は、食の安全を国民が意識し始めた90年代後半から様々な政策を模索してきた。「農薬管理条例」(1997)、「食品安全法」(2009)とその修正の検討(2014)、「国家食品薬品監督管理総局の設立」(2013)などであり、国民の批判の高まりで政府は懸命の努力をしているが、ほとんどみるべき成果は出ていない。中国には日本の農協のような組織がないのが大きな要因である。

「食の安全」の基礎となる農産物であるが、有機などと表示されているものを除けば、大半には農薬が使われている。一般的には、毒性が高いものほど病虫害退治の効果が高く、値段も安い。そうした農薬でも人体に悪影響を及ぼさないように農産物の特性に合わせて使用量を調整し、農薬が分解され、毒性が自然消滅するのにかかる必要日数を計算して使えば食の安全を阻害するものではない。重要なのは適切な使用方法を農家に指導し、それを徹底することなのである。

もし農業生産が米国のように数少ない大規模農家中心であったり、大手企業によって占められていたりすれば、農薬や肥料などの指導や監督は難しくないだろう。しかし、日本や中国などアジアの国々の農業は、例外なく多数の零細農家によって支えられている。

特に中国の場合、２億世帯以上の農家１軒ずつに農薬や化学肥料の正しい使用法を指導したり、検査監督したりすることは、大変な時間と費用をつぎこまなければならず、巨大なコストとなろう。

日本の農協のような組織のない中国では、政府は零細農民の指導のために約100万人の農業技術普及員を抱え、全国に配置している。しかし、中国では今でも２億6,000万人もの農民がいる。普及員ひとりが担当する農民は単純計算でも260人にのぼる。これでは十分な指導や監督ができるはずはないが、普及員は地

方公務員か準地方公務員のため、地方政府の財政負担は大きく、これ以上増員することは難しい。

2　ブローカーと農産企業への依存の限界

安全な農産物の供給体制には、零細農家が作った農産物が心配なく売れること、また再生産可能な合理的な利益が得られるような価格で売れることも必要となる。

中国の零細農家の大半は、生産物を農村を回ってくるブローカーに売り渡している。市況情報を持たない農民はブローカーに安値で買い叩かれることもある。そのため、農民は自衛策として、少しでも安いコストで見栄えの良い農産物を大量に作ろうとし、病虫害に効果的で値段の安い毒性の高い農薬を使い、化学肥料も大量使用するようになる。

一方、ブローカーの大半は規模が小さいため、農家から集めた農産物を分別せずに一括して出荷するケースがほとんどだ。当然、残留農薬の検査などをせず、見栄え中心で卸売市場や都市部の農産物市場等に卸す。そうした市場で販売されている農産物から残留農薬や禁止化学品が検出されたとしても、産地、生産者まで追跡して再発を防止するには、大きなコストがかかり、実質的にほぼ不可能と言っていい。

この問題の解決のため、中国政府は大型農産企業（農産物の生産・加工・販売を行う企業）の育成に力を入れてきた。中国政府の狙いは農産企業に農家と生産・販売の契約を結ばせることで農家の農産物販売難を解消し、また農家への薬物使用方法等の生産指導、残留のないように監督・検査の役割を企業に期待した。しかし、農産企業にとって、同様にこれらの一連の作業は数少ない大規模農家を相手にするなら可能だが、膨大な数の零細農家を相手にすると交渉費用や取引費用などコストが大きく跳ね上がることになる。結局、農産企業は、零細農家と直接かかわらずにブローカーに頼るか、零細農家に生産組合を作らせ、農産企業はその生産組合と契約し、取引費用を節約する。

ただ、農産企業はその強い交渉力を最大限に発揮して、農民側（生産組合）に低い原料価格と品質管理、損失の一方的負担という契約を押し付ける傾向が強い。こうしたなかで、一方の農民側は企業との契約条件を守って安全な農産物を作るインセンティブも低い。

3　急増する農民専業合作社

中国当局はこれまでの試行錯誤を経て、問題の解決には日本の農協のような生産者の協同組合型組織（中国語では「合作社」という）が必要という結論を出している。数年前から農政は農民の組織を支援対象にするように軌道修正し、農民専業合作社への資金支持や税制優遇等のテコ入れ策を強化した。農民専業合作社の数は、2010年末の37.9万社から14年９月現在の120万社にも上った。

もちろん、中国の農民合作社はスタートしたばかりで、規模が小さく、競争力が弱い等の問題を抱え、まだ長い道のりが必要である。それでも、これら合作社のうち、農産物を高く売るために、メンバーの農家に農薬使用方法を指導したり、共同で農薬を散布したりして残留のないように工夫している合作社が増えている。農産物のトレーサビリティを実現した農民専業合作社は、11年末に全国で2.6万社になった。こうした合作社の努力は、中国の農産物の安全性向上に直結している。

（ルアン　ウエイ）

最近の主な農業制度資金の制度変更と貸付動向

主任研究員　長谷川晃生

最近の農業制度資金の制度変更等を踏まえ、それらが制度資金の貸付動向にどのように影響しているのかについて紹介する。

1　国の無利子化措置の影響でスーパーＬ資金は大きく増加

2007年度以降、国は主要な農業制度資金に対して無利子化措置を実施しているが、年度によりその内容は異なる。

07年度から09年度まで、国は認定農業者が借り入れる500万円超の日本政策金融公庫（農業関係）（以下「日本公庫」）のスーパーＬ資金と農業近代化資金の貸付について、貸付全期間の無利子化措置を実施した。その結果、両資金ともに06年度と比較すると、07年度から09年度の各年は新規実行額が増加した（第１表）。

また、日本公庫は、07年度に一時的な経営悪化等に対応するための長期運転資金である「農林漁業セーフティネット資金」を創設した。同資金の新規実行額は、配合飼料価格の高騰等の影響を受けた09年度に大きく増加した。07年度から09年度にかけて両資金が増加したことが、日本公庫資金全体の増加に繋がった。

注目すべき点としては、07年度以降の無利子化措置はスーパーＬ資金、農業近代化資金双方を対象としていたが、前者の貸付限度額等がより借入者にとって有利であったことから、スーパーＬ資金と農業近代化資金の新規実行額の差が拡大したことが挙げられる。

2　10年度以降は無利子化措置が縮小

10年度になると、国はスーパーＬ資金と農業近代資金の無利子化適用の貸付期間を、09年度までの貸付全期間から貸付当初５年間へと短縮した。こうした条件変更や09年度までに資金貸付が前倒しされたこと等もあり、09年度までと比較すると、10年度と11年度は新規実行額がやや減少した。

一方、国は貸付金利が無利子であった

第1表　主な農業制度資金の新規実行額の推移

（単位　億円）

	日本公庫資金（農業関係）	うちスーパーL資金	農林漁業セーフティネット資金	農業改良資金	農業改良資金（公庫移管前）	農業近代化資金
05年度	1,418	646	－	－	26	510
06	1,110	522	－	－	22	444
07	1,498	996	21	－	12	486
08	1,785	1,401	93	－	8	491
09	1,912	1,294	238	－	7	470
10	1,757	1,084	93	75	3	355
11	2,153	984	387	252	－	374
12	2,177	1,097	262	233	－	383
13	2,303	1,514	358	15	－	414

資料　農林漁業金融公庫、日本公庫農林水産事業「業務統計年報」各年度版、農林水産省調
（注）１　農業近代化資金以外は年度、農業近代化資金は年の新規実行額。
　　２　セーフティネット資金は07年に創設。農業改良資金は10年10月に都道府県から日本公庫に貸付主体が移管されたため、移管前後で分けて掲載。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

にもかかわらず新規実行額が少なかった農業改良資金について、借入者の利便性向上を目的に、10年10月に貸付主体を都道府県から日本公庫に移管した。農業改良資金の新規貸付額は、09年度以前に比べると、特に11、12年度に大きく増加した。

10年度から12年度にかけて、スーパーＬ資金の新規実行額は横ばいとなったが、農業改良資金が大きく増加したために、日本公庫資金全体の新規実行額は増加が続いた。

3　12年度以降、農業近代化資金は無利子化措置の対象外

さらに、国は12年度に無利子化措置（貸付当初５年間）の対象者と対象資金の見直しを行った。対象者は「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者に限定され、対象資金はスーパーＬ資金のみとされた。

また、日本公庫に移管された農業改良資金とスーパーＬ資金との役割分担を明確化するために、認定農業者等向けの融資は貸付限度額等で利便性が高いスーパーＬ資金で対応すると整理された。したがって、農業改良資金の貸付対象者は、エコファーマー、青年就農支援者、六次産業化を目指す農業者等とされ、従来対象であった認定農業者、認定就農者、集落営農組織等は対象外となった。(注1)

4　13年度の主な農業制度資金の貸付動向

13年度には、日本公庫資金のうち、スーパーＬ資金の新規実行額が大きく増加し、同資金の実行額は、資金創設以来最多となった。増加の背景としては、前述の制度変更により、農業改良資金の貸付対象から認定農業者が除外されたため、認定農業者向けの貸付の多くがスーパーＬ資金にシフトしたこと、また14年度からの消費税増税を見込んだ農業機械等の需要が発生し(注2)、それに伴う貸付があったことが挙げられる。さらに東日本大震災からの復興に伴い被災３県（岩手・宮城・福島）での資金需要があり、それに対応した貸付が増加していることも影響しているとみられる。(注3)

一方、農業近代化資金は、12年度から国の無利子化措置の対象外となったにもかかわらず、11年以降、新規実行額が増加基調にある。金融機関別の貸付実績をみると、12年以降はJAが増加に転じる一方、銀行等（貸付額全体からJAバンク分を除いた地銀等の合計）は減少となった。JAが農業経営体への訪問活動等による資金需要の把握を進めていること、またJAバンクが利子助成を実施し、借入者の金利負担軽減を行っていること等が、農業近代化資金の増加の背景にあると考えられる。

（注１）公益財団法人農林水産長期金融協会（2013）

（注２）農業資金需要に繋がる農業機械の出荷動向をみると、13年の国内向け出荷額は前年比16.5%増加した。

（注３）スーパーＬ資金の新規実行額合計に占める被災３県（東日本大震災にかかる特例分を含む）の割合は、11年度の6.0%から12年度の8.6%、13年度の9.3%へと上昇傾向にある。

＜参考文献＞

・公益財団法人農林水産長期金融協会（2013）『担い手向け農業制度資金の解説　平成25年度版』

・日本政策金融公庫Web、2014年４月30日ニュースリリース「農林漁業、食品産業向けの融資実績は3,318億円に～『人・農地プラン』の担い手農業者向け融資伸びる～」

（はせがわ　こうせい）

ドイツ農協の牛乳・乳製品輸出額の増加とその要因

研究員　小田志保

1　はじめに

2013年における農畜産物輸出額（農畜産物を由来とする食品を含む）が世界第３位のドイツでは、牛乳・乳製品が輸出額の１割強を占める。近年、ドイツの牛乳・乳製品の輸出額は著しく増加しており、農協の輸出額も同様に増加傾向にある。

そこで、ドイツにおける農協の農畜産物輸出の概況と、牛乳・乳製品の輸出額増加の主な要因について述べる。

2　ドイツ農協の農畜産物の輸出概況

13年のドイツの農畜産物輸出額は626.9億ユーロであり、このうち農協の輸出額は50.1億ユーロと、8.0％を占めている（第１図）。農協の農畜産物輸出額を品物別にみると、畜産物が43.3億ユーロ（86.6％）と大宗であるため、ドイツの輸出額に占める農協のシェアは、畜産物全体では19.2％と高く、特に牛乳・乳製品に限定すると、同割合は32.4％に達する。

農協の畜産物輸出額の内訳は、牛乳・乳製品が29.9億ユーロで輸出額の59.8％、食肉・食肉製品が11.8億ユーロで23.6％を占めている（第１表）。なお、13年の農協の農畜産物の輸出額は、４年前の09年に比べ1.7倍に増加しているが、増加額の51.7％を牛乳・乳製品が占めている。

第1図　ドイツの農畜産物輸出額に占める農協の割合（2013年）

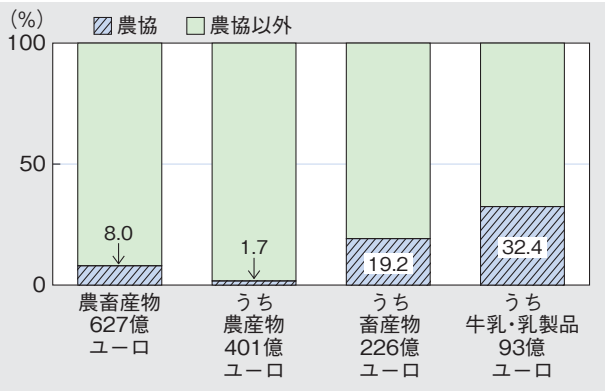

資料　DRV『Statistischer Bericht』、ドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省『Deutscher Agraraussenhandel 2013』
（注）　農産物は、農産物および農産物を由来とする食品、畜産物は畜産物および畜産物を由来とする食品。また、金額は、それぞれの項目についてのドイツ全体の輸出額。

3　牛乳・乳製品の輸出額増加の要因

このように、農協の農畜産物輸出の中心は牛乳・乳製品であり、近年の農協の輸出額増加についても、その寄与が大きい。これはドイツ全体の牛乳・乳製品輸出の動向と連動したものであり、その増加要因を整理すると、以下の３点になる。

第１に、生乳の生産割当制度（クォータ制度）の廃止である。08年のEU共通農業政策改革により、生乳生産割当制度が15年３月末までに段階的に廃止されることになった。09年４月以降、イタリアを除くEU加盟国の生乳割当枠は年２％ずつ拡大している。これを受け、ドイツの酪農家は、濃厚飼料の給与を増やす等

第1表　ドイツ農協の品目別農畜産物輸出額（2009～2013年）

（単位　億ユーロ、％）

	09年	10	11	12	13	割合
合計	30.3	34.9	41.8	41.2	50.1	100.0
農産物	4.8	5.1	5.9	6.3	6.7	13.4
畜産物	25.6	29.8	35.9	35.0	43.3	86.6
うち牛乳・乳製品	19.8	23.3	27.8	26.9	29.9	59.8
食肉・食肉製品	4.8	5.3	6.1	6.9	11.8	23.6

資料　DRV『Statistischer Bericht』各年次

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2図　個体乳量と生乳出荷量

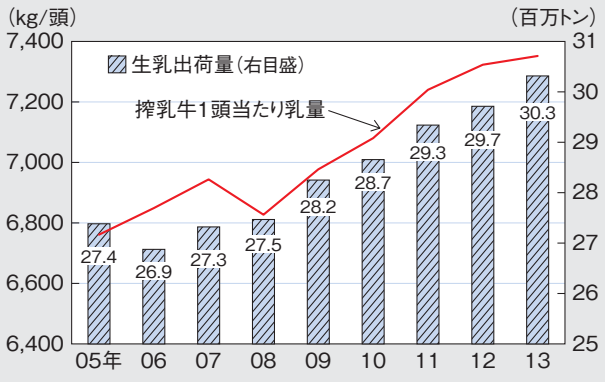

資料　Milchindustrie-Verband e.V.
(注)　13年は速報値。

増産にシフトし、この結果、13年の生乳出荷量は、08年に比べ10.4％増加した(第２図)。

第２に、新興国をはじめとして、世界的に牛乳・乳製品の需要が拡大したことである。特に中国では、食品公害事件が相次ぎ、高所得者・中間層において安全性の高い輸入食品へのニーズが高まった。牛乳・乳製品は生産・加工・流通過程で高度な衛生管理を必要とするため、安全性が重視される。このため、衛生面で評価が高いドイツ製品の優位性が高まった。

第３に、ユーロ安により、ドイツ製品の国際的な価格競争力が高まったことである。08年のリーマンショックと10年の欧州債務危機はユーロ安を招いた。ユーロの為替相場は、08年平均の１ユーロ1.465米ドルから、12年平均の１ユーロ1.285米ドルへと12.3％減価している(総務省「世界の統計2014」)。

(注１)アルラフーズのドイツでの事業は、ドイツ国内の協同組合法が適用され、その輸出額は、第１表の農協の牛乳・乳製品の輸出に計上されている。

(注２)欧州委員会は、10～12年の平均輸出量は、00～02年平均輸出量に比べ、ホエイで６％強、チーズで６％弱、全脂粉乳で３％強の増加となったが、2023年の予想輸出量は、10～12年の平均輸出量対比で、ホエイで４％弱、チーズで３％弱、全脂粉乳で２％強の増加にとどまるとしている。

以上のように、輸出環境が好転したことで、農協は輸出の取組みを強化した。例えば、12年の販売額が国内10位の乳業者である農協ミルヒユニオン・ホッホアイフェル(Milch-Union Hocheifel)は、組合員の生乳生産量が増加したことを受けて、12年に、総工費6,000万ユーロをかけて、輸出向けの高品質の粉ミルク加工施設を新設した。さらに同時期に、同農協は中国へロングライフ牛乳(長期保存牛乳)の輸出も開始した。なお、同農協は国際競争力の向上のため、12年10月に、多国籍農協のアルラフーズと合併している。(注1)

4　おわりに

このように足元で急激に拡大したドイツ農協の牛乳・乳製品輸出であるが、今後の動向は不透明なものである。例えば、欧州委員会では、今後のEU全体の牛乳・乳製品の輸出量の増加率は多くの品目で鈍化すると予測している(欧州委員会(2013))。(注2) これは主に新興国・中欧諸国の需要鈍化によるものである。ドイツは、牛乳・乳製品の主要な輸出先をロシアや中国といった新興国・中欧諸国に依存しており、影響も大きいと思われる。これらの点を踏まえると、今後のドイツ農協の牛乳・乳製品の輸出動向については、EU農政だけでなく、国際的な牛乳・乳製品の需要にも留意していく必要があろう。

＜参考文献＞

・欧州委員会(2013)、*Prospects for Agricultural Markets and Income in the EU 2013-2023*、欧州委員会ウェブサイト
http://ec.europa.eu/agriculture/markets-and-prices/medium-term-outlook/2013/fullrep_en.pdf
・宅間淳(2014)「EUの乳製品生産・輸出動向」独立行政法人農畜産業振興機構ウェブサイト
https://www.alic.go.jp/content/000108600.pdf

(おだ　しほ)

ユーロ圏の景気低迷と見直しを迫られる政策対応

主席研究員　山口勝義

1　ECBによる矢継ぎ早の金融緩和

大方の市場参加者の予想に反し、欧州中央銀行(ECB)は９月の定例理事会で追加緩和に踏み切った。主要な政策金利を0.05％に、また銀行が中央銀行に余剰資金を預け入れる際の金利を△0.20％にまで引き下げるとともに、資産担保証券(ABS)などの買入れ開始を決定した。

わずか３か月前の６月には、ECBは政策金利の引下げのみならず、銀行による中央銀行への預け入れ金利を初めてマイナスとしたほか、銀行に対し低利で融資原資を供給する仕組み(TLTRO)を新設するなどの多面的な政策を打ち出した。このため、これらの政策効果を見極める必要から、ECBは当面のところは追加の緩和に動くことはないだろうとの見方が市場のコンセンサスとなっていた。

ユーロ圏では、2008年のリーマンショックに引き続き09年に始まった財政危機を経て景気の低迷が現在も継続しているばかりか、最近では消費者物価上昇率の低下(ディスインフレ)が進行している。今回の矢継ぎ早の金融緩和は経済の「日本化」の可能性に対するECBの強い警戒感の現れと考えられるが、果たしてこうした政策によりユーロ圏の景気は回復に向かうのであろうか。

2　内需が低迷するユーロ圏

ユーロ圏では財政危機への対策の過程で、財政悪化国を中心に、従業員の解雇を容易にする法整備を含め労働コストの押し下げを進めてきた。これを通じ、各国経済の実態に応じた通貨安が期待できない統一通貨ユーロのもとにおいても、対外的な経済競争力を強化することができた。しかしその反面で、所得の低下と失業率の上昇が不可避となり、これは個人消費の抑制などを通じ内需を低迷させ、ディスインフレを進行させる一要因ともなっている。

加えてユーロ圏では、国家のほか企業や家計でも債務は高止まりしており、その削減が引き続き課題となっている。このため、もともと内需が弱いなかで、さらにバランスシートの改善が求められるこれらの経済主体は、銀行借入れを通じた投資等の拡大には積極的にはなりにくい。一方、銀行自体についてもいまだ財務体力は万全とは言えず、現在のような景気回復が見通せない環境下では大きなリスクテークは回避しがちとなる。

このようにユーロ圏では資金需要は弱く、また金融機能にも問題点が残されている。それらがもたらす結果は依然としてマイナス圏に沈むユーロ圏の銀行貸出残高の伸び率(第１

第1図　ユーロ圏の銀行貸出残高伸び率(年率)

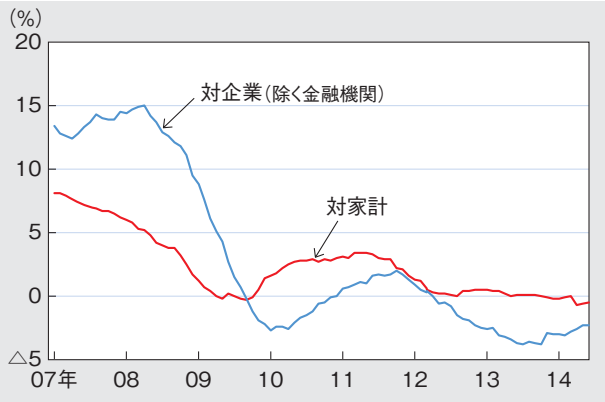

資料　ECBのデータ

図）に明確に反映されているが、取りも直さずこれは、相次ぐ金融緩和にもかかわらず、こうした政策が十分な効果を発揮し得ていないという事実を示している。

3　外需の取り込みにも限界のユーロ圏

このように内需が低迷するユーロ圏では、外需を取り込んだ輸出主導での景気回復が期待されている。しかしながら、この点でも一部の国を除き先行きに明るい見通しを持つことはできない。

高付加価値製品を強みとするドイツを除けば、輸出競争力は基本的には労働コストを中心とする生産コストの差異に大きく依存するものと考えられるが、労働コストは例えばスペインにおける大幅な低下に対し、フランス、イタリアでは諸改革の遅れからその低下の程度は十分ではない。また、生産を支援し輸出伸長に資する固定資本投資の動向についても、スペインでは相対的に高い水準を維持しており、これに対応する形で労働生産性の改善が確認されるのに対し、やはりフランスやイタリアでの出遅れ感が強い。

一方、ユーロ圏の主要各国では、近年、国内産業に占める製造業の割合が傾向的に低下している。対外直接投資残高の推移を見れば対照的な上昇傾向が確認できることから、これは経済のグローバル化を通じた生産拠点の海外移転に伴う結果ではないかと推定される。

以上のようにユーロ圏では輸出競争力には各国間でまだら模様が残るばかりか、ベースとしては、グローバル化の進展により輸出の水準を継続的に下押しする力を持つ構造的な変化が生じていることになる。これらが意味するものは、金融緩和で一段のユーロ安となった場合をも含め輸出の伸び悩みであり、その結果は、前述の弱い内需とも合わせ、ユーロ圏の景気低迷の継続にほかならない。

4　行き詰まる政策対応

これまでのユーロ圏での政策対応上の主眼は、まずは市場の強い圧力の下での財政改革であり、またコストの削減や規制緩和を中心とした経済の供給面である生産の合理化であった。確かに、この経済の構造改革が労働市場の硬直性による若年層の失業率の高止まりや競争不足による技術革新の停滞等の問題点に対して果たす役割は重要であるばかりか、これらの改革は経済の実力を長い期間にわたり高める点でも評価に値するものである。

しかしながら、弱い内需を背景にディスインフレが進行する現在の環境下では、供給面偏重の対策は有効な景気対策とはなりにくい。また、金融政策は流動性対策としては有効ではあるものの、信用の拡大に限界がある状況に対しては十分機能するとは言い難い。さらにECBに対しては、国債を対象とした量的緩和政策（QE）導入への期待感が強まっているが、既に大幅に低下した長期金利や低迷する内需などを勘案すれば、これとてその効果は限定的ではないかと考えられる。

このようにユーロ圏では従来からの政策対応は行き詰まりを見せており、景気の回復のためにはその根本的な見直しが迫られている。こうしたなか、供給対策のみならず需要の振興を図るために、なかでも公共投資や減税策などの財政政策を適切に機能させるという柔軟な対応への転換が必要ではないかと考えられる。

（14年10月10日現在）

（やまぐち　かつよし）

消費税増税後の日本経済

主席研究員　南　武志

1　想定を上回った消費税増税の影響

17年ぶりとなった消費税増税から半年以上が経過した。増税を控えた2014年１～３月期は駆け込み需要が大きく盛り上がったことから、民間消費は前期比2.0％と前回増税時（1997年１～３月期：同2.1％）に匹敵するほどの伸び率となったこともあり、経済成長率は同1.5％（同年率6.0％）と非常に高い数字を記録した。こうした情勢を反映して、非製造業を中心に人手不足感・設備不足感が強まるなど、リーマン・ショック後の世界同時不況を機に大きく崩れたマクロ的な需給バランスは明確な改善を示した。

こうした経済環境の好転を受け、政府・日本銀行、さらには多くの企業経営者らは、ようやく日本は「失われた20年」からの脱出が見通せる状況に至ったとし、４月からの消費税増税の影響は限定的で、夏までには持ち直しが始まるといった想定を置いたが、実際のところ国内景気はそれを大きく下振れる動きとなっている。４～６月期のGDP統計によれば、民間消費は前期比△5.1％と統計開始以来の最大の減少率を更新したほか、民間住宅投資も同△10.4％と二桁減となった。また、民間企業設備投資も同△5.1％の大幅減となるなど、民間最終需要の反動減などにより、経済成長率は同△1.8％（同年率△7.1％）と大きなマイナスとなった。

その後も、民間消費などには期待されたＶ字回復はみられず（第１図）、８月の景気動向指数（一致CI）からは景気の基調判断が数か月前に景気がピークアウトした可能性を示す「下方への局面変化」へ下方修正されるなど、すでに景気後退入りしているのではないか、といった指摘も散見される状況である。

2　景気停滞の要因

このように消費税増税によって景気の停滞が続いている要因として挙げられるのが、耐久財を中心とした駆け込み需要の反動減が長引いていること、さらに増税分を含めた物価上昇に賃上げが追いついていないことである。

代表的な耐久消費財である乗用車（新車販売台数、含む軽）についてみると、増税前の13年12月、14年１月には45万台前後（当総研による季節調整済）と、バブル期並み（最高は1991年７月の約47万台）の水準となったが、その後は減少が続いた。９月はやや持ち直したとはいえ、約37万台まで落ち込んでいる。こうした国内での販売不振を受けて、自動車製造業では在庫が大幅に積み上がり、生産調整を余儀なく

第１図　消費税増税の影響比較（家計調査）

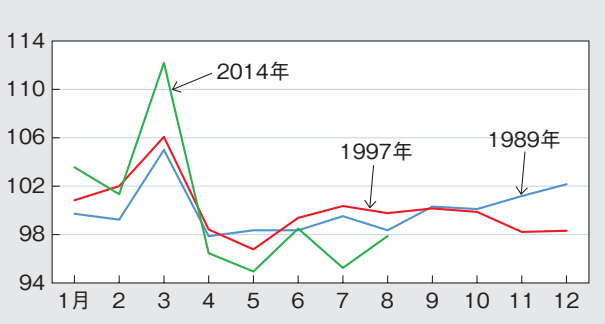

資料　総務省統計局
（注）　家計調査の消費水準指数（世帯人員および世帯主の年齢分布調整済、除く住居等）。
　1989年分は89年=100、1997年分は97年=100、2014年分は2014年=100。

されている。同様の現象は家電製品などでも発生している。耐久財消費にはサイクルがあるとされるが、増税を契機にして当面の買い替え需要などを「先食い」した結果であるといえるだろう。

一方、食料品や日用品などの非耐久消費財や個人向けサービスなどは、反動減の影響は少ないと想定されていたが、実のところ、こうした分野にも消費税増税の影響が及んでいる。それは実質所得の目減りを通じてのものである。アベノミクスの登場や日本銀行による量的・質的金融緩和の実施などにより、１ドル＝70円台という超円高状態が修正されたこともあり、消費者物価は輸入品やエネルギーを中心に13年夏以降、上昇し始めた。さらに、４月以降の消費税率３％分の引上げによって、見掛け上の物価上昇率は３％台前半まで高まった。こうした状況を緩和すべく、安倍内閣では、復興法人税の１年前倒し廃止を決定し、増益企業に対して賃上げを要請してきた。その甲斐あって、14年度の春季賃金交渉では前年度比2.19％（民間企業）と、例年を上回る賃上げ率で合意した。ただし、労働者の高齢化、パートタイム労働者比率の上昇などもあり、労働者の平均賃金としてみた場合には前年比１％前後となっているのが実情であり、物価上昇分を考慮すると減少してしまい、消費全般を抑制する要因となっている（第２図）。

第2図　消費税増税の影響比較（実質賃金）

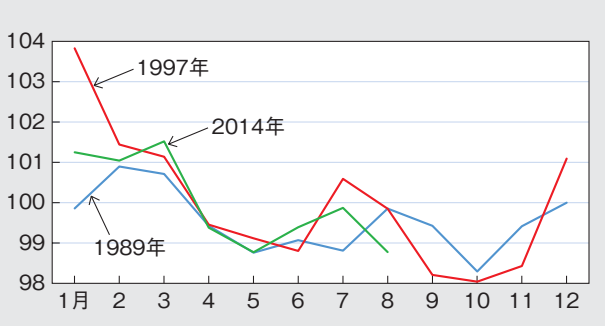

資料　厚生労働省
（注）　現金給与総額を消費者物価（帰属家賃を除く総合）でデフレートしたもの。
1989年分は89年=100、1997年分は97年＝100、2014年分は2014年=100。

3　今後の行方

「社会保障と税の一体改革」によれば、消費税率は15年10月に10％へ引き上げられる予定である。安倍首相はそのための最終判断を12月にも下す意向とされており、その行方に注目が集まっている。

とはいえ、冒頭でも述べたとおり、国内経済情勢は厳しさを増しており、今回の増税判断を下した13年秋とは環境が大きく変わっている。もちろん、今後の国内経済が持ち直し傾向を強め、15年秋には持続的成長経路に復していることもありうるが、14年度下期の所定外給与の前年比割れの可能性等を踏まえれば、景気足踏み状態は長期化するものとみられる。

一方、財政当局にとって累増する社会保障関係費のための安定財源として期待される消費税増税は長年の悲願といえる。せっかくの好機を逃さないためにも、今回の増税対策の財政出動（5.5兆円規模）に匹敵する対策の策定と引き換えにしてでも予定通りの実施をしたいところであろう。また、20年度の基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標を達成するうえでも不可欠との意見も根強い。

とはいえ、前回の消費税増税後の日本経済や欧州債務危機以降のユーロ圏経済をみると、経済成長と財政健全化はバランスを取りながら実施すべきとの教訓が得られる。アベノミクスの目標であるデフレからの完全脱却と成長押上げを実現するうえでも、柔軟な対応が求められている。

（みなみ　たけし）

農業の未来を拓く六次産業化のために

京都大学大学院 農学研究科 助教　川﨑訓昭

1　「農林中央金庫」寄附講座

日本の農業を巡る情勢変化の中で、農林中央金庫の寄附により、2012年４月１日に京都大学大学院農学研究科内に『「農林中央金庫」次世代を担う農企業戦略論講座』が設置された。筆者は、当講座の教員として、研究・教育・普及活動の３つの活動を担ってきた。

大学の寄附講座という特性から、「研究」だけでなく「教育・普及」活動も重要な使命であるとの認識を持ち、教員一同、日々を過ごしている。その中で、農林中央金庫および農林中金総合研究所の関係者をはじめ、大学関係者や行政関係者、農業生産者など、多くの方々にご協力をいただいている。

2　寄附講座の研究・教育・普及

「研究」活動に関しては、本講座では、農業の現場からの具体的要請に対して、多様な人材の確保・育成や農業経営体の展開方向に関する課題に対して、地域産業クラスター（六次産業化、農商工連携含む）等の地域・産業ネットワークを重視しながら、多面的な角度からの研究を行っている。

次いで「教育」活動については、学部の開講科目として「農業経営の未来戦略」を、大学院の科目として「次世代型農業の統治と経営」を担当している。それぞれ、通常の講義形式に加え、その分野で先進的に活躍されている専門家の招聘講義やケーススタディを組み合わせている。今後、学生自身に何らかの形で成長の糧になれば、と考えている。

最後に「普及」活動に関しては、農林中央金庫および農林中金総合研究所の研究者、大学や行政関係者、農業生産者など、様々な分野で先進的にご活躍されている方々を招聘し、春期と秋期にシンポジウムおよびパネル・ディスカッションを開催している。

以下では、筆者が主に取り組んでいる、六次産業化を巡る農業者と関連主体との関係性を見ていこう。

3　農業経営者との連携関係の構築

近年の六次産業化の広がりの中で、加工に取り組む農業者の割合は増加傾向にあるが、加工することが最終目標となり、その後の販路を考慮していないケースが散見される。農業経営の多角化と高度化が実現されるためには、これまで食品加工メーカーが培ってきた技術資本や販売ネットワークを農業者に提供するインセンティブを持つような関係づくりが必要となる。そこで、単なる加工の受委託関係にとどまらず、食品加工メーカーが自社の有する多くの経営資源を提供しながら、農業経営体の強みや特徴を商品として引き出し販路を拡大していく連携関係について、具体例をふまえて見ていこう。

4　農業経営者の思いをいかに商品化するか

愛知県半田市にある株式会社ヤマミ醸造は、1957年創業の醤油メーカーである。同社は1,500社以上ある醤油業界の中で比較的後発であるが、たまり醤油の醸造における高い脱塩、脱色技術が特徴である。

ヤマミ醸造が農業経営体からの加工受託に

至ったのは、同社の営業部社員が滋賀県豊郷町を訪れた際に、特産品であるタマネギを「なんとか加工できないか」と考えたことが発端であった。その社員は、農業経営体に飛び込みで加工の委託を持ちかけ、タマネギを使ったドレッシングの商品化を提案した。無添加・無着色を基本とし、原料となる農産物を何割使用するか、どれほどまで食感を残すか、ベースは醤油にするか酢にするか等、何度も打ち合わせを行った。また、同社が調味液製造で蓄積してきた「旨み」に関するノウハウの利用とともに、市販のドレッシングを17品目購入し、それらとどのように差別化できるか、念入りに研究を行い、農業経営体の要望と消費者の嗜好をすり合わせていった。

同社の受託作業の具体的な工程は、農産物を受け入れた後の加工および瓶詰め、ラベル貼りまで行い、そのまま販売することが可能な状態で農業経営体へと引き渡している。加工費用は原料となる農産物の種類や加える調味料によって異なる。ラベルのデザインおよび販路の確保は農業経営体自身が行うが、要望があればデザイン会社や販売先を紹介するサービスも無償で提供する。特にラベルのデザインにおいては、まず消費者に商品を手に取ってもらうために、デザインの緻密な検討を農業者に要求している。それゆえ、ラベルには商品の名称等の必要な情報だけでなく、「添加物不使用」や「農家が作った」等、商品の特性を伝える言葉を加えたり、商品を使ったメニューの一例を載せ、多様な使用法を消費者に勧めたりしている。

5　連携関係のキーポイント

この事例から見られる、両者の望ましい連携関係の構築の秘訣は以下の二点に要約できる。

一点目は、加工メーカーが、経営者や経営体の評価できる点を気付かせ、際立たせることである。商品開発において、経営者の持つ強みや優位点が、食味、食感やラベルデザイン等の商品のこだわりとなる。また、ヤマミ醸造に加工を委託する農業経営体の規模は、家族経営から企業的経営まで様々であるが、それぞれが有する理念や経営の成り立ちが、商品の独自の「ストーリー性」に繋がっている。

二点目は、様々な情報的資源をパッケージとして提供しうることである。食品加工メーカーとして、商品の食味や食感の細かなこだわりに応えることのできる高い技術力を持ち、十分な設備を整えていることは必要不可欠である。ラベルデザインや販売において、農業者が支援を必要とする場合、商品化が円滑に進むためのサービスとして関連する会社の紹介も行い、六次産業化事業に取り組みやすい環境を整えている。

6　六次産業化の更なる広がりにむけて

以上の点をふまえ、農産物の加工委託を行う場合、農業者および食品加工メーカーは以下の点に留意する必要がある。農業者側では、商品の個性となるような確たる「思い」を持つために、経営理念を明確にすべきである。食品加工メーカーは、自社の有する加工技術や販売ネットワークを再整理することにより、農業経営体との連携に活かすことのできる技術資本を多数有していることを再認識することが重要である。これまで、二次・三次産業で培った技術資本と情報的資源を最大限利用し、農業者に対し魅力的な商品開発を促す支援が必要不可欠である。

（かわさき　のりあき）

長期化する中国の住宅市場の調整

──住宅市場の黄金時代が終了──

研究員　王　雷軒

1　はじめに

2014年４月に、山東省西南部にある実家に帰省した際に、高速鉄道ではなく、久々に普通列車を利用した。学生時代(90年代半ば)と比べて車窓から見えてきた景色はずいぶん変わっていた。昔は沿線の両側に茶色レンガ屋根の平屋が村ごとに建っているのがよく見えたが、現在はあちこちで目に映ったのは村民向けの集合住宅や高層マンションである。こんなに建って、果たして全部売れるのか、自然に疑問を持つようになった。

日本に戻った後、国家統計局などが発表した統計資料に基づき、住宅関連の分析レポート(注)を執筆したが、統計資料だけでは、住宅市場の本当の姿は見えない部分があろうと思い、その実情を見るため、７月27日～８月１日に柳田専務と中国の南部にある蘇州・杭州、北部の大連を訪問し、現地調査を実施した。

以下では、調査時点の住宅市場全体の動向を確認するうえで、訪問先でヒアリングした内容や感じたことなどを紹介する。最後に調査後の住宅市場の動向を踏まえながら、今後の展望を述べてみたい。

2　住宅価格の下落傾向が鮮明

調査時点(７月末)の住宅市況については、国家統計局のデータによれば、その低迷が鮮明になりつつあった。中国主要70都市における新築住宅販売価格の変動状況を見ると、７月は前月比で価格がマイナスになる都市の数が64に広がった。価格下落の主因は、13年２月に住宅販売取引税(20％のキャピタルゲイン課税)が導入されたこと、そして政府が10月以降に北京や上海などの都市では住宅ローンの頭金比率の引上げ(60％→70％)などを含む住宅価格抑制策を強化したことにあると見られる。言い換えれば、政府の住宅価格抑制策が功を奏したと考えられる。

また、全国における７月の住宅販売面積および販売額は前年比16％減少し、住宅開発投資も同12％に減速してきた(第１図)。このように、08年、11年に続き、住宅市場は政府の住宅価格抑制策等によって再び調整局面に入りつつあると認識していた。

3　地方都市での過剰な住宅供給

こうしたなか、蘇州・杭州・大連を訪問した。蘇州・杭州は、「上有天堂、下有蘇杭」(天上には極楽があり、地上には蘇州、杭州がある)と言われるほど昔から自然環境の良さには定評があり、住宅地としての人気が高かったが、近年その需要を上回る大量の住宅が作られてきた。そのため、供給の過剰感の強まりとと

第1図　住宅の販売面積と販売額の推移

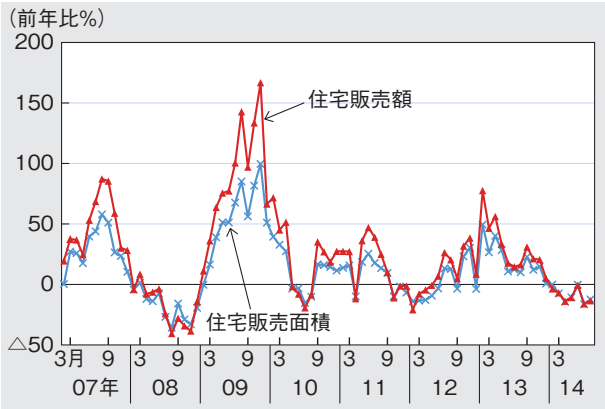

資料　中国国家統計局、CEICデータ

もに、他地域よりいち早く値下げ販売を実施した。

住宅販売価格の状況について訪問先の招商局や大学の先生に聞いたところ、住宅価格の下落幅は縮小しつつあるが、これまでの過剰な住宅供給から価格調整にはなお時間がかかるだろうと指摘された。先行きについては、地方政府が人口の流入状況を見極めながら、住宅の建設件数をコントロールすることによって、住宅市場をより健全な方向に持っていけるのではないかとの見通しも示された。例えば、蘇州工業園区においては、計画性に欠ける住宅開発はなく、最適居住者数である120万人に必要な住宅建設を進めていくという話はとても印象的だった。

一方、大連の住宅市況についても、東北三省(黒竜江省・吉林省・遼寧省)の人々が気候の良さなどで大連に集まりやすく、地元の人々も投資ニーズ・住宅実需があるが、需要を上回る数多くの住宅が建設されてきた。そのため、在庫が積み上がり、住宅市場の調整が始まりつつあった。ただし、南部の蘇州・杭州に比べて大連の価格下落幅はそれほどではなかった。住宅市況の状況は地域や都市によってかなり異なることが改めて認識させられた。

このように全体として小幅な価格下落にもかかわらず、大連では中堅以下のデベロッパーが資金繰りに窮して投売りを始めているところもあったようだ。ただし、訪問した邦銀では、デベロッパーの倒産やデフォルトリスクが一定範囲でとどまり、トレンドが下向きに転換したとの認識はなく、物件が選別されて適正な価格で販売する、あるべき姿に近付いていると指摘していた。

4　想定より長引く住宅市場の調整

前述したように、13年は住宅販売が好調だったが、14年に入ってからはその反動減や金融引締めの影響などから、住宅市場は転換点を迎えつつあると思われる。今回の調査でも、住宅市場の「黄金時代」は終了したとの見方が多かった。

また、以前の住宅価格の下落は政府の住宅価格抑制策(非市場要素)による影響が大きかったが、今回は住宅の過剰な供給によることが大きいため、現地調査前の想定より住宅市場の調整時間が長くなるのではないかと感じた。

ただし、今回の調整についても、賃金上昇が続いていることなどから、最大でも前年比10%以内の下落と予測する人が多かった。しかしながら、一部の都市や地域では、20～30%の下落になる可能性もあろう。いずれにしても、この調整は今後の住宅市場の健全な成長には必要なことであり、あまり悲観的に見ている人は少ないと感じた。

5　おわりに

現地調査後、８月以降大半の地方政府は住宅価格抑制策の緩和や解除に踏み切った。また、中国人民銀行(中央銀行)と中国銀行業監督管理委員会は９月下旬に住宅ローン政策の緩和などを含む住宅市場のテコ入れを目的とした通知も発表した。これらを受けて、低迷が続いている住宅市場は押し上げ効果が多少出ると思われるが、中小都市では過剰な在庫を抱えているため、住宅市場全体の回復には時間を要するだろう。

（おう　らいけん）

(注)『金融市場』2014年６月号、７月号の拙稿を参照されたい。

農林金融2014年10月号

原子力発電と日本のエネルギー需給

（清水徹朗）

石油ショック以降、石油の比率が低下し原子力発電が増大した。政府は使用済み核燃料を再処理し高速増殖炉で使う核燃料サイクルを進めてきたが、高速増殖炉もんじゅは事故により停止しており六ケ所村再処理工場の稼働は遅れている。

もんじゅ停止を受け、政府は再処理によって分離したプルトニウムをMOX燃料にしてプルサーマルを進める方針であるが、再処理、プルサーマルはコスト高である。高レベル放射性廃棄物はガラス固化のあと地層処分を行う方針であるが、受け入れ自治体はなく最終処分問題は未解決である。

日本は今後脱原発に向けて再生可能エネルギーを増大させるべきで、そのためにこれまで原発に向けられてきたエネルギー予算を組み替える必要がある。

地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり

（寺林暁良）

地域主導の再生可能エネルギー事業は、地域社会に対してさまざまな社会的・経済的価値をもたらすものとして拡大が期待されるが、その導入の際には、事業を行うための組織や仕組み、すなわち事業スキームを検討する必要がある。地域主導の再生可能エネルギー事業が普及するドイツでは、有限合資会社が地域ファンド型の、登録協同組合が地域共同運営型の事業スキームとして活用されている。これを参考に日本の事業スキームを検討すると、地域ファンド型には匿名組合契約、地域共同運営型には企業組合や有限責任事業組合などを活用しうるが、前者は第二種金融商品取引業者への募集業務委託が必要になる、後者は出資者の事業従事が必須で地域の誰もが参加できるスキームとはなりがたい、などの課題が明らかになった。

農林金融2014年11月号

事例にみる集落営農組織の経営展開

（長谷川晃生）

政策対応のために設立された集落営農組織のなかでも、営農実体に乏しい組織が多いとされていた東北、関東地域の４つの組織への聞き取り調査結果によると、組織の構成員の高齢化が進み、構成員中心の農作業体制が維持できなくなり、オペレーターが農作業を担う体制へと移行しつつある。また転作作物（麦、大豆）の生産のための利用機械は、構成員所有からオペレーターないし組織所有へと変化している。さらに、一部の組織では、経営作物の複合化や独自販売の強化といった一般の農業法人と同様の経営展開がみられる。

したがって、地域農業の維持のために活動を開始した集落営農組織であっても、農協に対しては、一般の農業法人が必要とするような事業対応を求めているものと推察される。

森林組合合併の経緯と効果の検証

（安藤範親）

森林組合の合併に関する研究は、財務諸表をもとに合併後の経営状況を分析した報告が比較的多くみられるが、合併協議の段階で議論された課題や合併後の新たな取組みによる効果など合併過程の研究はこれまで十分に行われていない。本研究では、まず先行研究で合併について何が議論されてきたのかを整理した。そして、近年合併した森林組合に対するヒアリング調査の結果を80年代前後の合併事例と比較し、合併背景や合併後への期待や懸念、合併協議における主な問題点、合併後の効果や課題について相違点を明らかにした。その結果、合併において現れる課題や効果については、今と昔で多くの共通点がみられる一方で、製材加工場の重複や支所間の能力差、市町村との関係希薄化など新たな課題が現れていることがわかった。

農林金融2014年10月号

太陽光発電導入の現状と今後の大量導入に向けた課題

（明治大学 研究・知財戦略機構 客員研究員　増川武昭
一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員　坂内　久）

2012年７月にFIT制度がスタートし、14年４月末の太陽光発電設備の認定量は累計で東京電力の全発電所最大出力6,500万kWを超える6,843万kWにまで急増。

しかし、認定設備のうち運転を開始したのは957万kWと14%程度にすぎない。認定から運転開始までタイムラグであるとしても、5,800万kW超のこれから稼働する認定済みの設備は大きな問題を含み、直近では電力系統への接続の問題が急浮上している。

認定申込が特定の地域に集中することで電力系統側の送電容量が不足する問題と、電力会社の管轄エリアで需給調整の能力が不足する問題が明らかになってきた。

農林金融2014年11月号

最近の協同組合法立法の世界的動向とわが国への示唆

（明田　作）

協同組合法に関する立法は、協同組合法のアイデンティティの確保と市場経済における効率性の確保という矛盾する要素を抱えながらすすめられてきているが、ある意味で協同組合法は世界的に一つの大きな岐路に立っているともいえる。

こうしたなか、協同組合の発展に支援的な環境整備を求めている2001年の国連の決議と翌02年のILO・193号勧告は、21世紀に入ってからの協同組合法制にルネッサンス的な見直しの土壌を提供している。

わが国の協同組合法制も、協同組合をして政策遂行手段視する発想から早く脱却して、国連等の求める協同組合の発展に支援的な環境づくりに向け、協同組合の自立・自治を促すためにはどうすべきかという視点で見直すときであろう。

金融市場

2014年10月号

潮流　震災からの復興と入札不調

情勢判断
1　本格回復が遅れる消費税増税後の国内景気
2　2014～15年度改訂経済見通し
（２次QE後の改訂）

情勢判断（海外経済金融）
1　回復期待が強まる米国経済
2　伸び悩む輸出とユーロ圏経済の今後
3　不動産市場の調整等で景気減速感が強まる中国経済
4　米金融政策への思惑で強弱まちまちの新興・資源国市場

今月の焦点
米国の長期財政見通し

分析レポート
1　消費税増税前後の住宅着工と住宅ローンを取り巻く環境
2　米国における産業間の労働者移動と賃金動向

連載
1　指標観測
新車販売台数
2　米国の経済指標を斬る！
広義の失業率（U6）

海外の話題
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国

2014年11月号

潮流　新たな信頼感指数について

情勢判断
後退局面入りも囁かれ始めた低調な国内景気

情勢判断（海外経済金融）
1　世界景気減速懸念で底堅さが試される米国経済
2　見直しが迫られるユーロ圏の景気対策
3　再び減速した中国経済
4　世界景気減速懸念で弱含む新興・資源国経済

今月の焦点
各電力会社による再生可能エネルギー発電設備の接続保留に関する一考察

分析レポート
最近のわが国の輸出入動向について

連載
1　指標観測
機械受注
2　米国の経済指標を斬る！
求人数

籾発芽玄米（有機）開発物語

有限会社 粋き活き農場 取締役会長　井手教義

人には運の良し悪しがあると言われます。しかし自分の能力によってどう捉えるかによって大きく変わると思われます。この発芽玄米についても運の良さを感じますが、私がいたからこの開発(注)が成功したと言われました。それは、私が分かっている稲の生態と自然のあり様の理解度によるものと思われます。実際に商品化して特許を取得するまでにはいくつも問題を解決しなければなりませんでした。最初は加工食品であると考えて中央保健所に相談に行きました。運良く部長さんが御指導下さって加工食品でない事が分かりまして、次に農政事務所へ相談に行きましたが地方で解決出来ない事であるとして本庁に上って、結果として食糧庁と厚生省と協議の結果、加工食品ではなくて、穀物扱いにすると決めていただいて、籾で検査する基準を作っていただきました。

それで現在に至っております。

発芽玄米が相当に人の健康に役に立つ商品である事は理解しておりましたし、籾から発芽した物は、それ以上である事は分析結果から認識しておりました。私の場合は、有機を中心に考えていましたし最上の物を目指して、食事療法に役立てたいと思い目標を決めていました。

当然の事ながら美味しくて高品質の商品で販売が伸びていましたから、工場が狭くなって増築が必要になってきます。クイ掛けによる稲の自然乾燥を行っている私達は、太陽エネルギーの効果を充分に理解していますから、発芽玄米も太陽熱によって乾燥しようと考えて120坪の２階の広い部屋を、壁は全部ガラス戸、屋根はタキロンの温室にして大きな費用を投じて、建設した後で太陽熱を利用して乾燥する装置を製作する予定でした。しかし、その前に実際に太陽光で乾燥して籾スリして食べてみても全くその効果がない事が分かりましたので装置を作らないで助かりました。屋根のタキロンは鉄板に張り替えました。

一番困った事は発芽臭でした。最初は食べ物にはそれ独得の香りがあるのは当然の事とたかをくくっておりましたが、少し強めのいやな香りが発生しまして、１ロット回収する結果となり大きな費用が掛かりほっておけない事になりました。これは発芽時の水温とpHによるものと分かっていましたので、微生物をどう管理するか、酢、アルコール、塩素、塩等有機農産物に適用出来る資材がある事は分かっていましたが自然の力で製造したい思いから研究が始まりました。

私の出身地福岡の山間地で稲の苗を育てるのは５月で谷川に浸けておけば立派に発芽して臭い等思いもよらない事でした。それがヒントで吸水時に山間の谷川に持って行って２、３日吸水したら発芽臭がしなくなりました。それで解決策がみつかりました。

丁度その頃真夏に山峡の渓谷に遊びに行きました。高所より流れ落ちる水によって滝壺から発生する水飛沫、マイナスイオンによって人間の身体、心が癒される、あの気持ち良さは他では感じられないものです。また私の思案が始まりました。あの条件で発芽玄米を作りたいと。それは不可能でした。

（いで　のりよし）

(注)本開発物語の詳細は、宮﨑隆典（2014）『汝の食物を医薬とせよ―〝世紀の干拓、大潟村で実現した理想のコメ作り―』藤原書店をご参照ください。

農中総研のホームページ http://www.nochuri.co.jp

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2014年11月号（第45号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748　Fax.03-3233-7791
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：itazaki@nochuri.co.jp